

質の高い公教育の再生

(改革工程の具体化に関する施策の方向性について)

令和6年11月21日

文部科学省初等中等教育局

「改革の工程の具体化」における項目



<文教・科学技術>

柱建て	項目
●質の高い公教育の再生	 学校における働き方改革の更なる加速化をはじめとする教職の魅力向上(学校・教師が担う業務の適正化・DXによる業務効率化・取組の「見える化」・PDCAサイクルの強化等による時間外在校等時間の実効性ある削減、教師の処遇改善等) データに基づくGIGAスクール構想の効果検証および教育DXの加速に向けたハード・ソフト両面からの教育環境の充実(ネットワーク環境の改善、伴走支援の強化、デジタル教科書等の学習ソフトの活用等) 教育データの収集・分析・利活用の促進 学校における効果的な指導・運営体制の充実や教師の育成支援(外部専門人材の活用や多様な専門性を高める教員養成等)

※第48回経済・財政一体改革推進委員会・第15回 EBPMアドバイザリーボード(令和6年9月24日)資料1-3より



文部科学省において、

- ① 学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教師の育成支援の一体的な推進による教職の魅力向上(学校・教師が担う業務の適正化・DXによる業務効率化・取組の「見える化」・PDCAサイクルの強化・教職員定数の改善・支援スタッフの活用等による時間外在校等時間の実効性ある削減、多様な専門性を高める教員養成等)
- ② データに基づくG I G A スクール構想の効果検証および教育 D X の加速に向けたハード・ソフト両面からの教育環境の充実(ネットワーク環境の改善、伴走支援の強化、デジタル教科書等の学習ソフトの活用等)
- ③ 教育データの収集・分析・利活用の促進
- の3つの柱で整理し、改革工程を具体化していく方針。

学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、 教師の育成支援の一体的な推進による教職の魅力向上 (学校・教師が担う業務の適正化・DXによる業務効率化・取組の「見える化」・PDCAサイク ルの強化・教職員定数の改善・支援スタッフの活用等による時間外在校等時間の実効性ある 削減、多様な専門性を高める教員養成等)

経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6年6月21日閣議決定)(抜粋)

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現 3. (3)公教育の再生・研究活動の推進

(質の高い公教育の再生等)

[前略]

質の高い教師の確保・育成に向け、2026年度までの集中改革期間を通じてスピード感を持って、働き方改革の更なる加速化、 処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める。学校・教師が担う業務の適正化やDXによる業務効率化を進める とともに、学校における働き方改革の取組状況の見える化等、PDCAサイクルを強化し、教師の時間外在校等時間の削減を徹底 して進める。教職の特殊性や人材確保法²¹⁸の趣旨、教師不足解消の必要性等に鑑み、教職調整額の水準を少なくとも10%以上に 引き上げることが必要などとした中央教育審議会提言²¹⁹を踏まえるとともに、新たな職及び級の創設、学級担任の職務の重要性 と負担等に応じた手当の加算、管理職手当の改善等の各種手当の改善など職務の負荷に応じたメリハリある給与体系への改善も含めた検討を進め、財源確保と併せて、2025年通常国会へ給特法²²⁰改正案を提出するなど、教師の処遇を抜本的に改善する。小学 校教科担任制の拡大や、生徒指導担当教師の中学校への配置拡充等の教職員定数や副校長・教頭マネジメント支援員等の支援ス タッフの充実を図るとともに、35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の 望ましい教育環境や指導体制を構築。していく。地域枠の活用や多様な専門性を高める教員養成、管理職のマネジメント力強化を含む研修の充実、大学院段階の奨学金返還支援の実行と学部段階を含めた更なる検討等に取り組む。

[後略]

(脚注)

- 218 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(昭和49年法律第2号)。
- 219 中央教育審議会 質の高い教師の確保特別部会「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」(令和6年5月13日)。
- 220 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)。

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について (答申)【概要】

〜全ての子供たちへのよりよい教育の実現を目指した、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けて〜

令和6年8月 中央教育審議会

第1章 我が国の学校教育と教師を取り巻く環境の現状 1. 我が国の学校教育の現状

● 日本の学校教育は、**全国的に一定水準の教育を保障**

● 知・徳・体にわたる全人的な教育が国際的にも高く評価

● PISA2022でも世界トップレベルの結果

これらは、教師の 献身的な努力の成果

- コロナ禍により、学校が子供たちにとっての**福祉的な役割**も 担っていることが再認識
- 学校を取り巻く環境の大きな変化 (例:GIGAスクール構想の進展、社会自体の急激な変化等)

日本の学校教育は更なる高みを目指す・「主体的・対話的で深い学び」「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実

新たな学びの実現に向けて、教職の魅力を向上し、教育界内外から教師に優れた人材を確保し続ける環境整備が必要不可欠

2. 学校が対応する課題の複雑化・困難化と家庭・地域をめぐる環境の変化

▶不登校 ▶いじめ重大事態 ▶特別支援教育 ▶児童虐待 ▶外国人児童生徒 ▶子供の貧困 ▶ヤングケアラー ▶家庭・地域の状況も大きく変化 など

課題が複雑化・困難化する中で、結果として、学校や教師の負担が増大してきた実態 ※不登校児童生徒数やいじめ重大事態の発生件数は過去最多

3. 我が国の教師を取り巻く環境の現状

改革の 成果

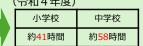
- 令和元年給特法改正を踏まえた時間外在校等時間の**上限指針**の策定
- 「3分類」に基づく学校・教師が担う業務の適正化
- ・ 教職員定数の改善や支援スタップの配置拡充 など

<教師の時間外在校等時間の推移> (教員勤務実態調査より推計。教諭・月当たり)

(平成28年度) (令和4年度)

● 時間外在校等時間の減少 ● 有給休暇の取得日数の増加 など

小学校 中学校 約59時間 約81時間



- 依然として時間外在校等時間の長い教師が存在
- 教師不足も憂慮すべき状況
- ・ 教師のメンタルヘルス対策も喫緊の課題



教師を取り巻く環境は、我が国の未来を左右しかねない危機的状況 教師を取り巻く環境の抜本的な改革が必要

第2章 教師を取り巻く環境整備の基本的な考え方

- 1. 「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団の姿
- 教師は、崇高な使命を自覚し、絶えず研究と修養が求められる学びの高度専門職であり、教職生涯を通じて学び続けられるようにしていくことが必要
- チーム学校の考え方の下、**多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成**が必要
 - **研修や学ぶ時間の十分な確保**等によって**自己の資質・能力等を高め**られるようにし、**活き活きと子供たちと接する**ことができる環境の整備が必要
- 2. 教師を取り巻く環境整備の目的
- 教師の健康を守ることはもとより、教師の人間性や創造性を高め、高い専門性 を発揮できるようにするとともに、知識・技能等を学び続けられる環境の整備
- 新たな学びの実現に向けて、教師の資質能力の向上や多様な人材の教育界 内外からの確保により、質の高い教職員集団を実現
- 若手教師や教職志望の学生を引きつけるため、抜本的に教職の魅力を向上

学校教育の質の向上を通した、全ての子供たちへのよりよい教育の実現

3. 教師を取り巻く環境整備の基本的な方向性

第3章

学校における働き方改革の更なる加速化

一体的・総合的に推進することが必要

第5章

学校の

指導・運営体制の充実

教師の処遇改善

第3章 学校における働き方改革の更なる加速化

1.「学校における働き方改革答申」を踏まえた取組状況等

- 平成31年の「学校における働き方改革答申」以降、令和元年には**給特法が改正**され、**業務量の適切な管理等に関する指針を策定**。
- 教職員定数の改善、支援スタッフの配置拡充、部活動の見直し、ICTによる業務効率化等を進め、教育委員会における取組も着実に進捗。
 - 教師の**月当たり**の平均の時間外在校等時間は、小学校で約18時間、中学校で約23時間減少。※平成28年度から令和4年度の比較。推計値のため参考としての比較である点には留意が必要
- 一方、教育委員会や学校における**取組状況の差が課題**。解像度を上げて、**具体的な取組に向けた支援と助言を行っていく段階に移行**すべき。

2. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

※学校・教師が担う業務に係る3分類

- 学校教育の質の向上のため、**教師が教師でなければできないことに集中できるようにする**ことが重要。学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進が必要。
- 一人一人の教師が多様な業務を抱える「個業」から、業務の一部分を他の教師等と分担する「協働」へのシフトチェンジの徹底が必要不可欠。
- 教育委員会が学校に伴走しつつ、3分類※に基づく業務適正化の徹底、調査の精選、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化等が必要。

3. 学校における働き方改革の実効性の向上等

(1)取組状況の「見える化」とPDCAサイクルの構築

- 勤務時間管理は、労働法制上、服務監督教育委員会の責務。
- 全ての教育委員会における働き方改革の取組状況の公平な「見える化」やPDCAサイクルの構築が不可欠。在校等時間の教育委員会ごとの公表も必要。
- 国は、・PDCAサイクルを通じた働き方改革の推進、業務量等の現状やその改善に向けた取組の進捗状況の公表等を教育委員会が行う仕組みを検討・都道府県教育委員会が、市町村教育委員会に対し、指導・助言等を行う役割を積極的に果たすことを求めることが必要。
- 教育委員会は、PDCAサイクル実施に当たっての定量的な目標設定が必要。まずは時間外在校等時間が月80時間超の教師をゼロにすることを最優先で目指し、全ての教師が月45時間以内となることを目標として、将来的に平均値として月20時間程度への縮減を目指し、それ以降も見直しを継続すべき。
- 教育委員会内の働き方改革の担当の明確化も必要。学校についても、教職員と支援スタッフの連携等を通じた働き方改革の推進の明確化等が必要。
- 働き方改革に向けた校長等の管理職のマネジメント能力が重要であり、校長の<u>育成指標への反映と管理職研修を通じたマネジメント能力の向上</u>が必要。

(2)保護者、地域住民、首長部局等との連携・協働

- 学校における働き方改革を学校運営協議会や総合教育会議で積極的に議題化することが必要。
- 保護者等からの過剰な苦情等に行政が対応する仕組みの構築や、スクールロイヤー等を活用した法務相談体制の整備・充実が必要。

4. 教師の健康及び福祉の確保に向けた取組の充実

- 教師のメンタルヘルス対策に関する事例の創出等を更に進め、各教育委員会における取組の充実が必要。若手教師への支援体制の充実が必要。
- 産業医の選任や衛生委員会の設置等、法令上求められる学校の労働安全衛生管理体制の整備に向けて、教育委員会への強力な指導が必要。
- 正規の勤務時間の途中に**休憩時間を適切に確保**できるよう、担任外の教師も含め**給食指導を輪番制にする**こと等により休憩時間を割り振ること等が必要。
- いわゆる「勤務間インターバル」について、学校においても進めることが必要。学校の特性も踏まえつつ、PDCAサイクルの指標の一つとして検討すべき。
- 1年単位の変形労働時間制の趣旨や効果について、国は、未活用の教育委員会に対しても周知することが重要。

5. 柔軟な働き方の推進

● **早出遅出勤務やフレックスタイム制度、テレワーク**について、学校の特性を踏まえた**留意事項や工夫事例を整理**し、導入を促進する必要。

第4章 学校の指導・運営体制の充実

1. 教職員定数の改善と教職員配置の在り方等

(1) これまでの経緯

- 義務標準法では、勤務時間の半分を指導時数、残り半分は校務に充てることを想定し、いわゆる「乗ずる数」(※)を設定。
- 平成29年、令和3年に義務標準法を改正(少人数指導等のための教師の基礎定数化、小学校の学級編制の標準の35人への引下げ)

(2) 持続可能な教職員指導体制の構築

(※) 学級数に応じて係数を設定。例えば、12 学級の中学校には 19 人の教員(校長を除く。)の配置等。

<持ち授業時数の軽減>

● 学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減のため、高学年に加え、小学校中学年についても教科担任制を推進し、専科指導のための定数改善が必要。

<若手教師への支援>

- 新卒教師は、学級担任ではなく教科担任としたり、持ち授業時数を軽減したりする等の取組ができるよう、教科担任制の充実に向けた定数改善が必要。
- 若手教師を支えるため、若手教師が年齢の近い中堅教師等に気軽に相談できるよう、若手教師の支援について学校の中で組織的に体制を充実する必要。
- 若い教職員の増加に伴い、産休・育休の取得者等も増加しているため、教職員が安心して産休や育休を取得することができるような体制整備が必要。

(3) 多様化・複雑化する課題と新たな学びへの対応

- 急増する不登校児童生徒をきめ細かく支援するため、誰一人取り残されない「COCOLOプラン」の実現に向けた体制整備に向けて、 学びの多様化学校への教員配置の充実や、不登校生徒への支援等に対応する生徒指導担当教師の全中学校への配置等が必要。
- 養護教諭や栄養教諭の配置充実、高等学校や特別支援学校の指導・運営体制の充実の検討が必要。
- 35人学級についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の構築が必要。

(4)組織的・機動的なマネジメント体制の構築

- 学校横断的な取組についての学校内外との連携・調整機能の充実や、若手教師へのサポートのため、「新たな職」の創設が必要。
- **副校長・教頭**の未配置校の解消や複数配置基準の引下げの検討、主幹教諭の配置充実、事務職員の校務運営への参画と配置充実が必要。

2. 支援スタッフの配置の在り方等

- 学校における働き方改革と教育の質の向上に向けて、<u>支援スタッフの</u> 更なる配置充実と、次世代型「チーム学校」の実現が必要。
- <u>教員業務支援員の安定的な確保</u>のための環境整備と一層の<u>連携・協働</u> <u>に向けた学校マネジメント</u>の推進、<u>副校長・教頭マネジメント支援員の</u> 配置充実が必要。
- <u>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー</u>の配置充実や効果的な活用の推進、**部活動指導員**の配置充実が必要。
- ●「教員業務支援員との協働の手引き」等も活用しながら、**支援スタッフの 着実な確保・配置、教師との連携・協働、役割分担**の推進が必要。

<u>3.多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成</u>

- 教職員定数の改善や支援スタッフの配置拡充と併せ、社会人の学校への 参入促進等により多様な専門性を有する教職員集団の形成が必要。
- 教職課程の活用等も通じた、様々な強みや専門性を持った教師の養成・ 採用や、特別免許状、特別非常勤講師の積極的な活用が必要。
- 多様な社会人等の参入促進に当たっては、参入しやすくなる免許制度の 検討等が必要。
- 民間企業等の従業員が任期付職員として学校現場で勤務することも想定。国は制度の周知・活用促進を図るべき。
- ◆ 教職の魅力の広報・啓発や現場ニーズの適切な発信等が必要。

第5章 教師の処遇改善

1. これまでの経緯

- 昭和46年に給特法、昭和49年に人材確保法が制定。人材確保法に基づき教師の処遇改善が行われ、昭和55年には、一般行政職に比べて教師は 約7%の優遇分が確保されるも、その後、相対的に優遇分が低下し、現在ではわずかになっている状況。
- **諸外国においても**、教職の魅力向上や教師不足の解消等を目的とした教師の処遇改善が行われている。

2. 教職の重要性を踏まえた教師の処遇改善の在り方について

- 教師の処遇改善の水準は、人材確保法による処遇改善後の昭和55年の一般行政職に比した優遇分の水準(約7%)以上を確保することが必要。
- 教師は、我が国の未来を切り拓く人材を育成するという極めて複雑・困難な職務を担っており、**専門的な知識や技能等が求められる高度専門職**。
- 教師が、専門性を最大限に発揮して子供たちへの教育を行うことができる職務や業務遂行の在り方が求められる。
- ・教職の性質は全人格的なものであり、一人一人がそれぞれ異なるとともに、日々変化する目の前の子供たちへの臨機応変な対応が必要。
- ・どのような業務をどのようにどの程度まで行うか、教師自身の自発性・裁量性に委ねる部分が大きい。
- ・教師の職務は、教師の自主的・自律的な判断に基づく業務と、管理職の指揮命令に基づく業務が日常的に渾然一体となっており、正確な峻別は極めて 困難。授業準備や教材研究等が、どこまでが職務なのか、精緻に切り分けることは困難。
- =一般の労働者や行政職とは異なる教師の職務や勤務態様の特殊性は、現在においても変わらず、一般行政職等と同様の**時間外勤務命令を前提とした** 勤務時間管理は適さない。
- ▶ 教師の職務等の特殊性を踏まえると、勤務時間の内外を包括的に評価し、教職調整額を支給する仕組みは、現在においても合理性を有する。
- 県費負担教職員制度の下では、市町村が時間外勤務手当を支払う責務を負わないため、企業と同様の形では、時間外勤務命令を発しないインセンティブ が十分には機能しないと考えられる。
- PDCAサイクルを通じた働き方改革を推進し、業務量等の現状やその改善に向けた取組の進捗状況の公表等を教育委員会が行う仕組みの検討や、 学校の指導・運営体制の充実により、時間外在校等時間の縮減を目指すことが適当。管理職は、教師の時間外在校等時間の適切な把握が必要。
- 人材確保法による処遇改善後の一般行政職に比した優遇分の水準以上を確保するため、教職調整額の率は少なくとも10%以上とすることが必要。
- 管理職からの勤務命令が抑制的な中、教師の自発性・創造性に委ねるべき部分が大きいこと等から、**超勤4項目に別の業務を追加することは適さない**。

3. 職務や勤務の状況に応じた処遇の在り方について

- 職務給の原則も踏まえ、**職務や勤務の状況に応じた給与体系の構築**が必要。また、**人事評価**の適正な実施・活用が必要。
- 職務給の原則に従って、「新たな職」の創設に伴い、教諭と主幹教諭の間に、新たな級の創設が必要 (6級制の実現)。主任手当よりも高い処遇を想定。
- 学級担任の職務の重要性や負荷を踏まえ、**学級担任の教師**について、**義務教育等教員特別手当の額を加算**する必要。
- 負担と処遇のバランスに配慮しながら、例えば、特別支援学級等の教師の給料の調整額による処遇の在り方を含め検討することが考えられる。
- 学校教育の質の向上に向けて、管理職による適切な学校運営が重要であり、その職務と職責の重要性を踏まえ、管理職手当等の改善が必要。

第6章 教師を取り巻く環境整備の着実な実施とフォローアップ等

- 国は、教師を取り巻く環境整備の**進捗状況を毎年度の取組状況調査を通じて客観的にフォローアップし、機動的に取組みの見直しを図る**ことが重要。
- 次期学習指導要領における標準授業時数の在り方や教員免許や教員養成の在り方等については、今後の専門的検討を踏まえ、改革されることを期待。 8

2 データに基づくG I G A スクール構想の効果検証および教育 D X の加速に向けた ハード・ソフト両面からの教育環境の充実(ネットワーク環境の改善、伴走支援の 強化、デジタル教科書等の学習ソフトの活用等)

インプット(ハード面)

┚ 1人1台端末

|● 指導者用端末が不十分

指導者用端末整備済み自治体

 $\bullet \rightarrow 80\%(R7) \rightarrow 100\%(R10)$

常時端末活用ができるよう十分な予備機を整備し

64.6%(R4)→100%(R6)

ている自治体

● 故障頻度の増加に伴い端末活 用に切れ目

2 ネットワークの改善

- |● 速度不十分
- アセスメント不足
- セキュリティポリシーの未整備

インプット(ソフト面)

苦手意識の軽減

余剰時間の創出

GIGA×校務DX

- クラウド・AI活用が未浸透
- 紙や転記作業がまだ残る
- 非クラウド型の校務支援システムが時代遅れに
- アプリと校務システムの未連携

4 端末の積極的活用

- 端末活用率に格差
- 教師の指導力にも差
- デジタル教科書の活用

円滑な活用の前提条件の整備

✓ 無線LAN又は移動通信システム(LTE等)により インターネット接続を行う普通教室の割合

- ✓ 端末利用に係る回線の速度を計測・把握した学校●→100%(R6)
- ✓ 課題のある学校についてアセスメント実施済みの自 治体
- ●→100%(R7)
- ✓ 必要なネットワーク速度確保済みの学校 35.7%[※]→100%(R7) (※) サンブル調査

97.8%(R4)→100%(R6)

 ✓ クラウド対応の教育情報セキュリティポリシー策定済 み自治体
 49.1%(R5)→100%(R7) ✓ クラウド環境を活用した校務DXを積極的に推進している 学校※

- 5.5%(R5)→100%(R8)*
- (※)児童生徒・保護者との欠席・遅刻・早退連絡や各種連絡・調査・アンケート、校内での情報共有や資料共有、調査・アンケートについてクラウドサービフォ 括海崎のに即り入れている学校
- ✓ FAXでのやり取り・押印を原則廃止した学校
 - 1.1%(R5)→100%(R7)*
- ✓ 校務支援システムへの名簿情報の不必要な手入力作業 を一掃した学校
- ●→100%(R7)**★**
- ✓ 生成AIを校務で活用する学校
- 1.2%(R5)→50%(R7)
- ✓ 次世代の校務システムの導入に向けた検討を行う自治体 63.4%(R5)→100%(R8)★

- * 当該年度にICT研修を受講する教員の割合 --73.0%(R4)→100%(R6)
- ✓ 教師のICT活用指導力の向上①授業にICTを活用して指導する能力 78.1%(R4)→100%(R7)
- ②児童生徒のICT活用を指導する能力 79.6%(R4)→100%(R7)
- ✓ 情報通信技術支援員(ICT支援員)の配置 5.7校/人(R3) →4校/人(R7)
- ✓ 端末を週3回以上活用する学校 小:90.6%(R5)→100%(R6) 中:86.5%(R5)→100%(R6)
- ✓ デジタル教科書を実践的に活用している学校の割合
- -40.5%(R4) \rightarrow 80%(R8) \rightarrow 100%(R10)-

アウトカム

①個別最適・協働的な学びの充実 ②情報活用能力の向上 ③学びの保障 ④働き方改革への寄与

- ✓ 以下の場面で児童生徒が端末を 週3回以上活用する学校 ①調べる場面
- 小: 70.1%(R5)→100%(R8) 中: 64.9%(R5)→100%(R8)
- ②発表・表現する場面
- 小: 46.0%(R5)→80%(R8) 中: 44.4%(R5)→80%(R8)
- ③教職員とやりとりする場面
- 小: 53.3%(R5)→80%(R8) 中: 49.4%(R5)→80%(R8)

- ④児童生徒同士でやりとりする場面 小:40.2%(R5)→80%(R8)
- 中:34.1%(R5)→80%(R8)
- ⑤理解度等に合わせて課題に取り組 む場面
- 小: 44.9%(R5)→80%(R8) 中: 36.1%(R5)→80%(R8)
- ✓ 情報活用能力の底上げ
 - ①小:レベル3、中:レベル5以下の減少※
 - 小:49.9%(R4)→20%以下(R8)
 - 中:57.1%(R4)→20%以下(R8)
- ✓ ②キーボードによる日本語入力スキルの向上 (文字/分)
 - 小:15.8字(R4)→40字(R8) 中:23.0字(R4)→60字(R8)
 - (※) 情報活用能力を9段階(レベル9が最高)に 分けて調査している(主な観点として、①基本的 な端末操作等、②問題解決・探究における情報活 期、③プログラミング、④情報モラル・セキュリティが含 まれている。)。

- ✓ 希望する不登校児童生徒へ端末を活用した授業への参加・視聴の機会を提供している学校の割合
 - ●→100%(R8)
- / 希望する児童生徒への端末を活用した教育相談を 実施している学校の割合
- ●→100%(R8)
- 外国人児童生徒に対する学習活動等の支援に端 末を活用している学校の割合
- ●→100% (R8)
- グ障害のある児童生徒や病気療養児等、特別な支援を要する児童生徒の実態等に応じて端末を活用した支援を実施している学校の割合
- ●→100%(R8)

- ✓ 次世代の校務システムを導入済みの自治体の割合●→100%(R11)*
- を 教職員の働き方改革にも資するロケーションフリーで の校務処理を行っている自治体の割合
- ●→100%(R11)

参考)2024年中に設定予定である学校における働き方改革の推進に係る指標(例:時間外在校等時間月45時間国の上限指針)以下の割合等)

- ●:現時点において未調査の数値
- ★:ダッシュボードにより進捗を管理するKPI
- ※本資料については、取組の進捗を踏まえて継続的に見直す。

学校のネットワークの課題と対応策

- GIGAスクール構想が目指す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実には、1人1台端末をつなぐ高速ネットワークが不可欠。デジタル教科書の本格導入、全国学力・学習状況調査のCBTへの全面移行は、高速ネットワークが前提。
- しかしながら、学校規模ごとに推奨される 1 校当たりの速度の目安(「当面の推奨帯域」)を満たす学校は約 2 割。学校のネットワークが遅い・つながりにくいと感じることがあると答えた割合は 7 割超。この改善が急務。
- 文部科学省は、「必要なネットワーク速度を確保済の学校100%(R7年度)」との目標を設定。



課題① 不具合の原因特定が不十分(ネットワークアセスメントが必要)

課題② 校内ネットワーク機器の課題

課題③ 通信契約の内容が十分なものとなっていない

課題④ 自治体において専門性ある職員の確保が難しく、交渉力が不足

対応① ネットワークアセスメントによる不具合特定及び応急対応の支援

対応②

- ・校内ネットワーク整備工事費用への補助
- ・ネットワークアセスメントによる不具合特定及 び応急対応の支援(再掲)

対応③

- ・3 大臣(文科・総務・デジタル)連名で電気通信事業関連4団体に対し、通信サービスが適切に選択可能となるよう協力を要請
- ・ネットワークアセスメントによる不具合特定及び応急対応の支援(再掲)
- ・当面の推奨帯域を満たすための通信サービスのカタログ化

対応④ 自治体担当者の専門性向上支援(学校のネットワークガイドブックの提示)

令和7年度要求·要望額 (前年度予算額 6億円 3億円)



現状·課題

GIGAスクール構想の下、1人1台端末の更新やネットワークの高速化は各自治体において進められているが、その活用状況については自治体間で格差が生じつつある。今後、全ての学校においてICTを日常的に活用し、ICT環境を基盤として、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を進めることや新たな技術にも対応した情報モラルを含む情報活用能力を育成することが課題である。

事業内容

事業実施期間

平成27年~

OGIGAスクール構想の加速化事業(伴走支援強化・事例創出)

学校DX戦略アドバイザー

- ・自治体、学校の要望に応じた各種専門家をアドバイザーとして派遣
- ・自治体等の課題と、解決に向けた手立てについて、共通する内容 をテーマに研修の実施

<課題例>

- ・端末を活用した、新たな指導方法のあり方
- ・端末を活用した子供の学びのあり方
- ・先生にも保護者にも、安心できる持ちかえりのあり方
- ・学校での校務DXに向けた取組のあり方
- ・自治体におけるネットワーク構成のあり方
- ・生成AIを授業に活かす活用のあり方

令和6年度学校DX戦略アドバイザー人数 163人

リーディングDXスクール

- ・指定校における1人1台端末及び高速ネットワーク(クラウド環境)を基盤とした個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に資する<u>好事例</u>の創出
- ・様々な事例を全国の学校に普及・展開
- ・情報活用能力の育成等ICT活用の意義を伝える研修の実施

<指定校> 全国で100箇所程度

指定校の取組メニュー(例)

- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実
- ・インターネット上の動画教材の活用、外部専門家による オンライン授業の実施
- ・端末の日常的な持ち帰りによる家庭学習の充実等
- ・校務の徹底的な効率化や対話的・協働的な職員会議・ 教員研修

〇情報モラル教育推進事業

普段から意識すべきことや直面する諸課題(生成AI、ファクトチェックなど)について、児童生徒が自分で考え、解決できる力を身に付けることを目指し、授業で活用できる情報モラルポータルサイトにおける各種コンテンツの充実や情報モラル教育指導者セミナーを開催。

〇児童生徒の情報活用能力の把握に関する調査研究

情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な「情報活用能力」を児童生徒(小5、中2、高2)がどの程度身に付けているかを定期的に測定し、施策の改善等に活用。

令和5年度

●予備調査

令和6年度

●本調査

令和7年度

- ●調査報告書の作成と調査結果の公表
- ●次回の調査に向けた新規調査問題開発

学習者用デジタル教科書について

デジタル教科書の制度等

- 学習者用デジタル教科書は、平成30年の学校教育法等の一部改正等により、小学校、中学校、高校等において、 紙の教科書の内容の全部を電磁的に記録したデジタル教科書がある場合は、教育課程の一部において紙の教科書に 代えてデジタル教科書を使用することが可能。
- デジタル教科書の今後の在り方に関する検討会議の議論を踏まえ、令和3年4月より、学習者用デジタル教科書の使用を各教科等の授業時数の2分の1未満とする制限を撤廃。

学習者用デジタル教科書の推進

○ 令和3年度から令和5年度は「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」、令和6年度からは「学習者用デジタル教科書購入費」として、小学校5年生から中学校3年生を対象にデジタル教科書を提供し、学校現場における活用を推進。

令和3年度

·任意の1教科→全国の約40%

令和4年度

- ・英語 →全国の100%・算数 数学→全国の約20%
- (その他教科で50%)

令和5年度

・英語 →全国の100% ・算数・数学→全国の約50%

令和6年度

・英語 →全国の100% ・算数・数学→全国の50~60%

導入の方向性

中央教育審議会 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会 報告 (令和5年2月)

- 通信面や指導面での課題も踏まえ、デジタル教科書の円滑かつ効果的な活用の観点から、教科・学年を絞って 令和6年度から段階的に導入。
- 令和6年度の教科・学年については、令和4年度の実証事業の実績等を踏まえ、<u>まずは小学校5年生から中学校</u> 3年生を対象に「英語」で導入。
- **その他の教科については「算数・数学」**など、現場のニーズを踏まえて導入(令和4年度の実証事業において、 英語の次に現場のニーズが高いのは算数・数学)。
 - ※ 紙の教科書とデジタル教科書の在り方については、デジタル教科書への慣れや児童生徒の学習環境を豊かにする観点から、 児童生徒の特性や学習内容に応じてハイブリッドに活用

デジタル教科書推進ワーキンググループの設置について



〇令和6年7月12日、中央教育審議会初等中等教育分科会デジタル学習基盤特別委員会において、 「デジタル教科書推進ワーキンググループ」の設置が決定。第1回は9月4日に開催。第2回は10月15日に開催。

<u>〇設置の目的:</u>

令和元年度から教科書代替教材としてデジタル教科書が制度化され、令和3年度からは実証事業として、令和6年度からは本格導入として国からデジタル教科書を提供し、学校ICT環境の整備やデジタル教科書に係る標準仕様書、ガイドライン、事例集の整備とも相まってデジタル教科書の活用が進んできている。

そのような中、次期学習指導要領の検討やGIGAスクール構想第2期を見据えつつ、デジタル教科書の効果・影響を検証し、児童生徒の学びの充実の観点からその在り方と推進方策について検討審議することが必要となっている。

〇主な検討事項:

- (1)デジタル教科書の在り方と推進方策
- (2) (1) を踏まえた制度的な位置付けについて
- (3) その他

〇委員構成(10名)(令和6年10月30日時点)

- •堀田龍也主査 東京学芸大学教職大学院教授
- ・中川一史主査代理 放送大学学園次世代教育研究開発センター長、放送大学教授
- •阿部千鶴委員 横浜市立荏田南小学校校長
- ·太田敬介委員 公益社団法人日本PTA全国協議会会長
- ・岡本章宏委員 一般社団法人教科書協会デジタル化専門委員会委員長、教育出版株式会社DX事業局局次長
- · 坂本雅彦委員 東京都教育委員会教育長、全国都道府県教育委員会連合会会長
- ・中村めぐみ委員 つくば市立みどりの学園義務教育学校教頭
- · 奈須正裕委員 上智大学総合人間科学部教授
- ・細田眞由美委員 前さいたま市教育委員会教育長、国立大学法人兵庫教育大学客員教授
- •松谷茂委員 学校法人文化杉並学園理事長、日本私立中学高等学校連合会常任理事

教育データの収集・分析・利活用の促進

教育データ利活用



経緯・概要

教育データの利活用については、児童生徒1人1台端末環境において、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの力を最大限に引き出すことに資するよう、教育データの効果的な利活用を促進するために必要な取組を進めている。



現状

- 教育データの利活用の実現に向け、①教育データをツール間で相互に交換、蓄積、分析するための相互 運用性を確保するためのデータ内容の標準化、ツール間の接続規格策定などの共通的なルールの整 備、②文部科学省CBTシステム(MEXCBT)や国からの調査をクラウドで回答できる文部科学省 WEB調査システム(EduSurvey)などの基盤的ツールの開発・活用、③教育データの分析・活用手 法についての実証研究やデータ分析(ダッシュボード)のテンプレート共有等、教育データの分析・利活 用に向けた取組を行っている。
- ●また、教育データの効果的な利活用は様々なメリットが見込まれる一方で、個人情報等の観点からは不安の声があり、「教育データの利活用」と「安全・安心」の両立の実現が重要であることから、教育委員会や学校が児童生徒の教育データを取り扱う際に留意すべきポイントを、「教育データの利活用に係る留意事項」としてとりまとめ、令和5年3月に第1版を公表(令和6年3月第2版公表)し、周知を図っているところ。

今後の課題

● これまで、様々な意欲ある教育委員会や学校において、教育データを収集、活用し、児童生徒への指導や支援に生かす先進的な取組が進められてきた一方で、教育データの活用状況は地域間で大きな差があり、全国での活用が実現しているとは言えない状況にある。引き続き、国としても、全国の教育委員会や学校に伴走していく必要がある。



公教育データ・プラットフォーム

国立教育政策研究所において、「教育再生実行会議第十二次提言」(令和3年6月)や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月閣議決定)等を踏まえ、文部科学省・国立教育政策研究所等が実施した教育分野の自治体・学校等の状況に関する調査データや研究成果・取組事例を集約するプラットフォームを構築し、データによる現状把握やそれを踏まえた政策・実践の改善・充実、新たな知見の創出につながる研究の活性化を図る。



データカタログ

- ・ 文科省等が実施する各種調査の結果等を検索可能な形で一覧化
- 研究者等に貸与可能な調査の手続等を 掲載



研究成果・事例検索システム

国の研究成果や自治体の取組事例等について、政策や実践で効果的に活用できるよう検索可能な形で分かりやすく掲載



※令和5年度公開の試行版は、主に初等中等教育段階のデータを掲載

URL: https://edpportal.nier.go.jp/